

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年10月14日

岩手県林業技術センター所長 田村 聡

1 調達内容

- (1) 業 務 の 名 称 林木育種場さし木床灌水設備修繕工事
- (2) 業 務 の 場 所 岩手県奥州市江刺稲瀬字瀬谷子195-2
岩手県林業技術センター林木育種場
- (3) 業 務 内 容 さし木発根・育苗施設における散水設備の修繕
一部配管の入替、ポンプ・電磁弁・灌水制御盤、育苗台の交換
- (4) 業 務 予 定 期 間 令和 9 年 3 月 8 日まで

2 入札及び開札の予定日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年10月30日（金）午前10時30分
- (2) 場所 岩手県林業技術センター 講義室

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和8・9・10年度岩手県物品購入等入札参加資格者名簿に登録され、盛岡広域振興局管内又は県南広域振興局管内に本社、支店若しくは営業所を有すること。
- (3) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第58号）第 4 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年 3 月30日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号028-3623 紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560番地11

岩手県林業技術センター研究部 電話 019-697-1536 FAX 019-697-1410

なお、入札説明書等は岩手県のホームページからダウンロードすることができます。

5 入札参加申請書の提出期限

別添「入札参加申請書（別紙様式）」を令和8年10月21日（水）午後3時までに岩手県林業技術センター研究部に持参又は郵送により提出すること。

6 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意 FAX による提出可）により令和8年10月19日（月）正午までに、4に示す照会先に提出すること。また、回答は入札参加者に対し令和8年10月21日（水）午後3時までに FAX による送信により行うこと。

7 入札の方法

（1）入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

（2）入札に関する詳細は、入札説明書によること。

8 その他

（1）入札参加申請書に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に準拠し、指名停止等の措置を行うことがあること。

（2）入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により管理技術者による業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがあること。

（3）入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

（4）その他詳細については、入札説明書に示すとおりとすること。